

全国知事会

＜要請項目に対する回答＞

2014.11.26

公明党

1. 地方創生の推進

(1) 一極集中の是正

大都市からの人口移動を図るため積極的な取り組みを進めます。そのため、若者、高齢者のU I Jターン、「地域おこし協力隊」や親の介護や田舎への定住準備などのための二地域居住、国の行政機能や企業の本社機能の移転などを促進します。

民間企業の地方への本社移転を促進するため、財政上・税制上の措置を検討します。

コンパクトシティを形成するとともに、地域公共交通ネットワークの再構築と活用を図るなど、暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、過疎地域等において、「小さな拠点」を整備し周辺集落とネットワーク等で結ぶことにより、生活機能の維持等を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 少子化対策等の推進

子育て支援)

「子ども・子育て支援新制度」を着実に推進し、仕事と子育ての両立を支援します。そのため、「待機児童解消加速化プラン」を踏まえ、約40万人分の保育の受け皿を確保し、可能な限り早く待機児童を解消します。また、「認定こども園」の普及、一時預かりや放課後児童クラブの充実に取り組みます。あわせて、保育士・幼稚園教諭の処遇改善を図り、働き続けられる環境整備に取り組みます。

また、就学前3年間の幼稚園、保育園、認定こども園の幼児教育の無償化を着実に推進していきます。その一環として「幼稚園就園奨励費補助制度」が平成26年度から拡充され、生活保護世帯の負担が無償になり、多子世帯（子どもが3人以上いる世帯）の負担が軽減されました。その上で、さらに無償化を進めるために、まず「5歳児」の無償化を行う環境整備を促進していきます。

女性の活躍支援)

すべての女性が持てる力を発揮できるよう「2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%」との目標達成をめざすとともに、働くことを希望する女性がやりがいを持って働き続けられるよう、マタニティーハラスメント等をなくし、長時間労働や男女の賃金格差等の是正、子育て・介護と仕事の両立支援制度の充実、短時間勤務やテレワークなど多様な働き方改革を進めます。また、女性の起業支援をさらに推進します。

平成27年4月より子ども子育て支援新制度や放課後こども総合プラン等を着実に実施し、妊娠期から切れ目のない子育て支援を実施します。

そのほか女性特有のがん対策を含め、女性の健康を包括的に支援します。

(3) 地域経済の再生

環境・エネルギー、健康・医療・介護などの成長分野において、大学や公設試験場等のネットワークを通じた研究開発を促進するとともに、「ものづくり・商業・サービス補助金」によりビジネスのイノベーションを加速化します。

また、全国各地に眠る地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）をブランド化し、特色ある地域資源を生かしたビジネスモデルを全国に展開します。

これに加え、事業引継ぎ支援センターによる後継者不在の企業と創業希望者等のマッチングや個人事業主の事業用資産に対する贈与税・相続税の負担軽減、小規模企業共済の機能強化などに取り組みを進めます。

大企業のOBや主婦、若者と地域の中小・小規模事業者とのマッチング・就業後の定着支援を進め、意欲ある市区町村による創業支援体制と「よろず支援拠点」とが連携し、創業から成長発展までを一貫してサポートします。

地域住民、自治体等と連携しながら、商店街の再生を図る取組を推進します。

また、官公需法を見直し、特に販路確保に苦しむ創業間もない中小ベンチャー企業を政府調達で支援します。

2. 地方分権の推進

公明党は1990年の党大会や、1991年の統一地方選挙の重点政策に「地方分権の地方自治」を掲げ、地方分権の必要性をいち早く主張してきました。

平成26年の国会においては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第4次一括法を成立させ、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進しました。また、地方自治法の改正により、二重行政の解消を進めるための協議会の設置等や、地方公共団体間で連携協約を締結できる新たな仕組みを導入しました。これからも住民目線に立って、地方分権改革を推進します。

3. 緊急地域経済対策の断行

公明党は11月20日、「『経済の好循環』実現に向けた緊急経済対策」を発表しました。4月の消費税率引き上げ後の個人消費が足踏み状態であることを鑑み、低所得世帯だけでなく中堅所得世帯まで含めた家計支援が重要です。また、激な円安によるエネルギー価格の高騰が地方の生活者や中小・小規模事業者を圧迫している実情を踏まえ、農林水産業・運送業への燃油価格高騰対策の強化や、中小企業に対するセーフティネット貸付利率の引き下げなど、地域の実情に応じた対策を講じます。

企業収益の増加を雇用と所得の拡大につなげることで、さらなる消費や投資を促す「経済の好循環」を全国に広げるため、経済対策を着実に実施します。

4. ナショナルミニマムの確保

社会資本整備)

社会インフラのライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に維持管理・運営を行うために、インフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、メンテナンスの質の確保のための技術力の底上げを進めます。

人口減少による地方の疲弊などの課題に対応し、生産性・機能性を高める戦略的なインフラマネジメントを推進します。

併せて、社会インフラの維持・管理を担う技術者の確保・育成策を強化します。さらに、これらを実現するため、安定的・持続的な公共投資の見通しを示すとともに、中長期的な見通しを持った計画的な整備を推進するため、社会資本整備重点計画を見直します。

広域的なりだんだんシーの確保)

広域的なりだんだんシーの確保は重要であり、国土軸の強化は防災・減災対策の強化に直結します。ミッシングリンクの解消をはじめとする高速交通網の整備は、着実に進めます。ただし、財政制約なども十分に考慮すべきであり、整備の優先度や必要性などを十分に検証し、地域のニーズが高い事業を実施します。

防災・減災対策)

ハード・ソフト一体となった地震・津波対策、住宅・建築物の耐震化、密集市街地の改善・整備などに取り組みます。

道路や橋りょう、上下水道などの社会インフラの老朽化対策を進めます。同時に、災害への耐久性を強化するため、改修、耐震化などを進め、事前防災を一層推進します。

地域の特性に合わせた地区防災計画の作成を進めるとともに、防災訓練の実施を支援し、地域の防災力を高めます。

また、家庭や学校、地域で、防災教育を推進するとともに、子どもを通じて家庭に防災意識を広げることが期待される「防災教育」の教科化をめざします。

さらに、「防災隣組」や「防災見守り隊」など、自主防災組織の結成と育成支援を進めます。

河川の流下能力強化、砂防ダムの着実な整備等の予防的な水害・土砂災害対策の推進、ハザードマップの見直し、流域貯留浸透事業の推進、地下街への浸水対策に取り組むとともに、被災地域については集中的に対策を進めます。

また、土砂災害警戒区域を指定する基礎調査の進捗状況が遅れている都道府県に対して、財政的支援や技術支援などを行います。

5. 持続可能な社会保障制度の構築

社会保障と税の一体改革により、社会保障の充実・安定化を図るとともに、将来世代の負担を減らしていくべきと考えます。

社会保障の充実では、2015年4月から本格実施される「子ども・子育て新制度」について、十分な予算を確保した上で、約40万人分の保育の受け皿を確保し、仕事と子育ての両立を支援する政策を促進したいと考えます。

また、2025年には介護人材が100人不足するとの予測を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で老後を安心して暮らせるため、「地域包括ケアシステム」に向けた取り組みを強化していきます。その一環として、介護職員の処遇改善を図り、認知症対策をさらに進めていきます。具体的には、平成24年に導入された介護職員処遇改善加算の適切な改善やキャリアパスの構築とともに、NPO、ボランティア、潜在看護師等を掘り起こし、多様な人材を確保したいと考えます。

一方、公明党がこれまで推進してきた、がんや難病対策の拡充とともに、再生医療への支援強化、年金制度とセーティーネットの機能強化にも取り組んでいきます。

6. 地方安定財源の確保

歳出特別枠と別枠加算は、本質的には借金であることを踏まえ、財政需要を効率化しつつ、国と地方で負担のバランスが取れた税体系を構築することが重要と考えます。自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税等の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を「1対1」とすることを目指します。

インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることに鑑み、地方法人課税については、応益課税の考え方が重要です。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要があると考えます。

7. 東日本大震災からの復興の加速化等

東日本大震災からの復興加速化)

引き続き、東日本大震災からの復興を最優先に取り組みます。その際、復興の進展にあわせ、被災地・被災者の視点に立ったきめ細かな対策を講じます。

被災者の方々が安心して住み続けられる住宅に居住できるよう、工程表に沿って、まちづくりとあわせて整備を促進します。産業・生業の再生を図るとともに、医療・介護等の整備、基幹交通インフラ等の復興を進めます。

特に、2015年度までの「集中復興期間」以降についても、残された課題等を見極

めつつ、個々の被災地域の実情・視点に立って、将来に向けた展望・ビジョンに合わせた施策を展開できるよう必要な財源確保に努めます。

福島の再生と「イノベーション・コースト構想」の推進)

福島の再生に向けては、原発事故の収束や廃炉・汚染水対策、除染、賠償、帰還支援など広範にわたる課題に対して、これらの課題を整理した再生プランを下に、被災者の理解が得られるよう丁寧に進めます。

国・県・市町村・住民が協働して復興計画を作り、被災自治体の実情・要望に応じて国の責任で実行に移します。

国内外に対する放射線に関する正確な情報提供の強化をはじめ、風評被害対策を強化します。

浜通り地区における新たな産業集積の構築など復興に向けた地域戦略を展開するため、「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」の早期具体化に向けて、政府一体での取り組みを推進します。

原発事故からの収束—除染、廃炉・汚染水対策)

東京電力福島第一原発事故による被災者の方の早期帰還に向けて、復興の動きとあわせて除染の実施等を推進し、生活再建への環境が整った地域から避難指示の解除を進めていきます。あわせて、福島第一原発の廃炉・汚染水対策を国内外の叡智を結集し、安全かつ着実に実施します。

心のケア、リスクコミュニケーションの充実等)

復興の進展にあわせ、変化・多様化する被災者の方々への健康・生活支援については、被災者の方々の心身の状況等に応じたきめ細かな支援策を講じます。避難者の孤立死の防止、高齢者の生きがい健康支援、子どもの心のケア等、適切な支援策を講じます。また、災害公営住宅のコミュニティの形成を支援します。

低線量・内部被ばくの防止対策に万全を期しつつ、継続的な健康調査を実施します。

避難指示区域の見直しによる早期帰還の実現等に向けて、放射線に関する適切なリスクコミュニケーションを進めます。

農林水産業をはじめとする産業の振興)

復興に向けたまちづくりとともに、活力ある地域経済の再生に向けて、農業、林業、漁業、水産加工業などの主力産業の振興を支援します。あわせて、販路の確保・拡大など再生を後押しする支援を強化します。

特に、福島では「イノベーション・コースト構想」をはじめ、「再生可能エネルギーの世界的な先進地＝福島」に向けた取り組みを加速します。

エネルギー・環境分野の育成)

国内にエネルギー資源が乏しいわが国が、その弱点を克服し、新たな成長へとつな

げていくことができるよう、再生可能エネルギーの最大限の導入、優れた省エネ製品の導入の促進、水素社会の実現に向けた関連インフラの整備・技術開発、電力システム改革の着実な実行による電力産業・市場の活性化等を通じ、エネルギー・環境分野の成長を促進します。

地域おこし・地方創生にも大いに役立つバイオマス発電・地中熱など地域資源を活用した取り組みを強力に支援し、地域主導の自立・分散型低炭素エネルギー社会への変革を進めます。

再エネの発電所を作っても送電線につないでもらえない、いわゆる接続保留問題について、全国的な融通拡大、送電線の強化等を行うとともに、固定価格買取制度を見直し、国民負担を抑制しつつ再エネを拡大するための抜本的な対策を講じます。

高効率火力発電や優れた省エネ機器、再エネ発電システム等を新興国に積極的に輸出し、わが国の先進的な技術を通じて世界の課題解決に貢献するとともに、地球温暖化問題に関する 2020 年以降の新たな法的枠組みの構築についても、世界全体の温室効果ガスの削減につながる実効性あるものとなるよう戦略的に取り組みます。

以上